

令和 8 年(2026 年)度版

保育所等入所の手引き

も く じ

1. 入所申込み・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
2. 保育の必要性の認定・・・・・・・・・・ 4 ページ
3. 申込（認定）に必要な書類・・・・・・ 7 ページ
4. 利用者負担額（保育料）・・・・・・ 8 ページ
5. 東温市内の教育・保育施設等・・・・ 11 ページ
6. 申込・認定内容の変更・・・・・・・・ 14 ページ
入所申込書記入例・・・・・・・・・・ 15 ページ
7. その他の保育サービス等・・・・・・ 19 ページ

令和8年度の年齢別クラスは次の通りです。

措置年齢	生年月日
0 歳 児	令和7年(2025年)4月2日以降
1 歳 児	令和6年(2024年)4月2日 ～ 令和7年4月1日
2 歳 児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年4月1日
3 歳 児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年4月1日
4 歳 児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年4月1日
5 歳 児	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年4月1日

無償化対象



東温市教育委員会 保育幼稚園課

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1

電話番号 089-964-4484

受付時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(土日・祝日・年末年始除く)



1. 入所申込み

(1) 【当初申込】令和8年4月または5月から入所を希望する場合（新規入所、継続入所）

※令和8年6月以降に入所希望の方も、下記の受付期間に入所申込書の受付をしますが、入所判定・利用調整は入所を希望する月の1か月前に行います。 先着順ではありません。

「子どものための教育・保育給付認定（現況届）申請書兼入所申込書」および
「保育施設等利用調整基準表」、「保育の必要性を証する書類等」、「マイナンバー記入用紙（※継続入所の場合は提出不要）」の提出。

○受付期間：令和7年11月5日（水）～令和7年12月5日（金） ※保育所等開所時間

○提出先：入所を希望する施設（**第1希望の施設へ提出**）

（東温市外の施設を希望する場合は、東温市役所4階 保育幼稚園課へ提出）



入所判定・利用調整（1月下旬 から 2月中旬）

東温市保育施設等の利用調整に関する要綱に基づき、保育の必要性の高い方から調整を行い、入所を決定します。 ※先着順ではありません。

※新規で東温市立保育所への入所を希望する方を対象に、1月下旬頃、面接を行います。



第1希望へ入所できない場合

保育幼稚園課から電話連絡します。

入所可能な施設についてご案内します。



子どものための教育・保育給付認定通知書（新規入所者のみ）・入所承諾書の発送（2月末 から 3月上旬）

保育幼稚園課から子どものための教育・保育給付認定通知書（新規入所者のみ）及び入所承諾書を発送します。保育の利用方法は、各施設へお問い合わせください。

※東温市立保育所は、3月上旬に入所説明会を行う予定です。



特定教育・保育施設等利用者負担額等通知書の発送（3月下旬）

保育幼稚園課から特定教育・保育施設等利用者負担額等通知書を発送します。

※私立の認定こども園、小規模保育事業所を利用する方は、利用施設に保育料をお支払いください。

(2) 【随時申込】年度途中の入所を希望する場合(新規入所)

「子どものための教育・保育給付認定（現況届）申請書兼入所申込書」、「保育施設等利用調整基準表」、「保育の必要性を証する書類等」、「マイナンバー記入用紙」の提出

○受付期間:入所を希望する月の2か月前の月末(最終開庁日)を締切日とします

(東温市外の施設を希望する場合は、施設が所在する市町村の締切日 ※早めにご提出ください)

○提出先:東温市役所 4階 保育幼稚園課



入所判定・利用調整（入所を希望する月の1か月前）

調整方法:東温市保育施設等の利用調整に関する要綱に基づき、保育の必要性の高い方から入所を決定します。 先着順ではありません。



第1希望へ入所できない場合

保育幼稚園課から電話連絡します。

入所可能な施設についてご案内します。



利用調整の結果の通知（利用調整終了後）

利用調整の結果を保育幼稚園課から電話連絡します。

保育の利用方法は、各施設へお問い合わせください。



子どものための教育・保育給付認定通知書、入所承諾書、特定教育・保育施設等利用者負担額等通知書の発送

保育幼稚園課から子どものための教育・保育給付認定通知書、入所承諾書、特定教育・保育施設等利用者負担額等通知書を発送



施設利用(入所)

※私立の認定こども園、小規模保育事業所を利用する方は、利用施設に保育料をお支払いください。

※教育・保育給付認定に関する審査結果について、申請が集中し、審査に時間を要する場合は、審査結果通知が申請後30日を超える場合があります。

(3) 注意事項

- ◆ 入所申込み受付期間(令和7年11月5日から令和7年12月5日)後に申込みをする場合

【令和8年4月入所の場合】

令和8年1月30日(金)をもって受付を終了します。ただし、入所申込み受付期間内に提出した方の入所調整後の利用調整となる場合があります。

【令和8年5月以降の入所の場合】

随時、受付しています。

入所を希望する月の2か月前の月末(最終開庁日)までに申込みをしてください。

- ◆ 東温市に転入予定の方や他市町村に住民登録がある方が入所申込みをする場合

住民登録をしている市区町村の保育所担当課に、入所申込みをしてください。なお、他市町村に住民登録がある方が東温市内の保育施設に入所申込みをする場合は、勤務先等が東温市内にあるなど入所事由が必要です。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。

- ◆ 入所を希望する子どもが生まれていない場合

出生後に入所申込みをしてください。



- ◆ 求職活動を理由として申し込む場合

求職を理由として保育施設を利用する場合は、お子さんの入所後3か月以内に就労先を決定し、就労証明書を提出してください。就労が確認できない場合、退所していただくこととなります。

- ◆ 年度途中に保育施設の転園を希望する場合

年度途中での他の保育施設への転園を申し込むことができます。転園を希望する場合は転園を希望する月の2か月前の月末までに「保育所等転園(変更)申込書」を保育幼稚園課に提出してください。新規入所の方とあわせて利用調整を行います(先着順ではありません)。

※育児休業中の継続利用を理由として保育施設を利用しているお子さんの転園(小規模保育事業所の卒園児童は除く)は認められません。

- ◆ 医療的ケアが必要なお子さんの入所を申し込む場合

別途手続が必要となりますので、事前に保育幼稚園課にご相談ください。

※医療的ケアが必要な児童の受入れを行っている施設は「南吉井保育所」です。

- ◆ その他注意事項

入所申込みを行った後、申込みを取り下げる場合は速やかに各施設、または保育幼稚園課まで連絡してください。

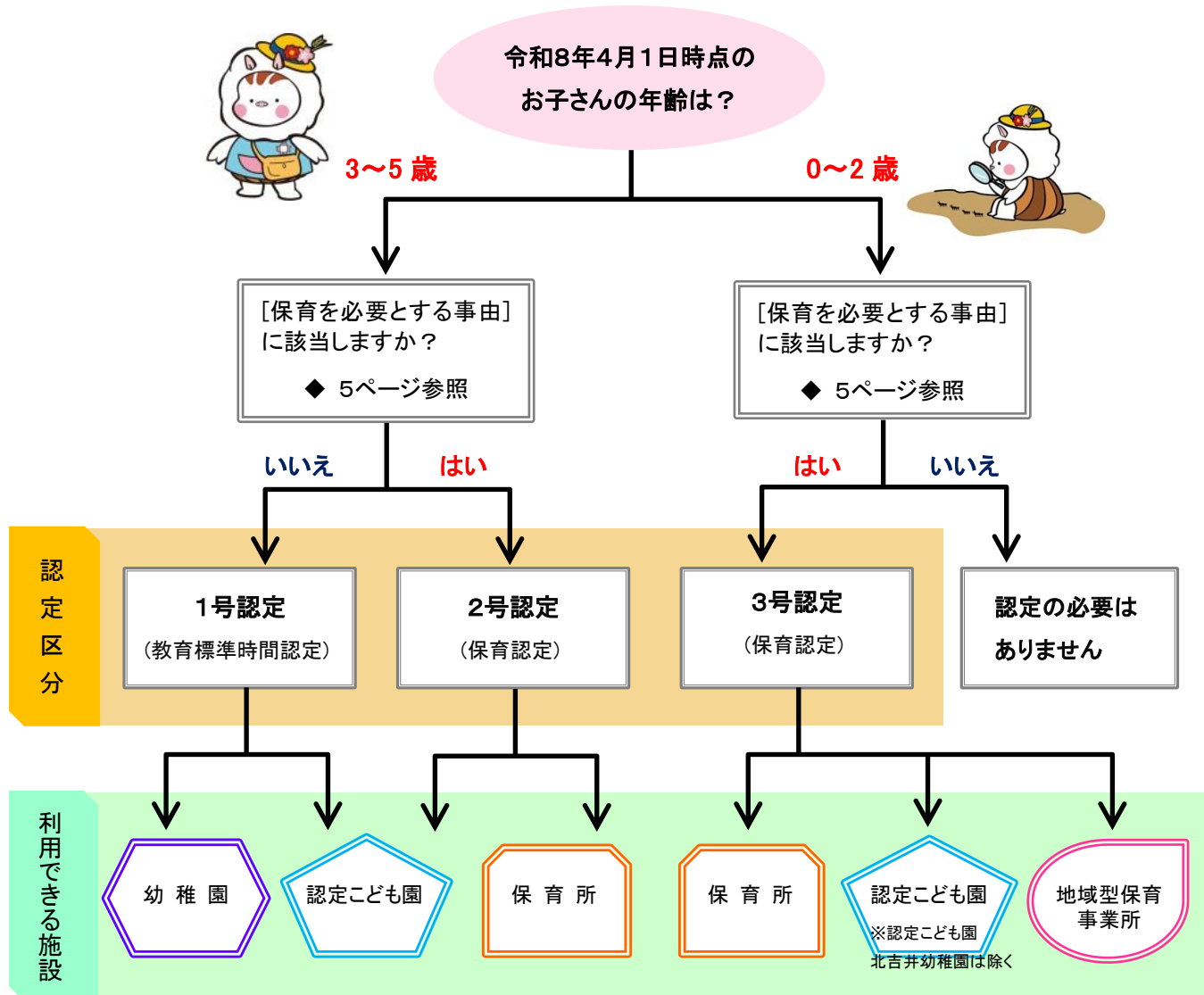
なお、提出された書類内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定及び入所決定の取り消しを行う場合があります。

- ✓ 入所申込みにあたっては、希望する施設の保育内容や実費負担の利用費等について事前に各施設に確認をお願いします。
- ✓ 園によって施設環境も異なりますので、**事前の見学**をおすすめしています。

2. 保育の必要性の認定

保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業を利用するためには、『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。

（１）お子さんの認定区分は？ 利用できる施設は？



幼稚園	3歳児から就学前までのお子さんの教育を行う教育機関です。 ※市立幼稚園では、満3歳児保育と教育時間外の預かり保育を実施しています。
保育所	保護者が仕事や病気などの理由により、家庭内で保育ができない場合に、0歳児から就学前までのお子さんの保育を行う児童福祉施設です。
認定こども園	0歳児から就学前までのお子さんの教育・保育を一体的に行う施設です。 ※認定こども園北吉井幼稚園は、0歳児から2歳児の利用はできません。
地域型保育事業所 (小規模保育事業所)	0歳児から2歳児までのお子さんの保育を行う事業所です。 小規模保育事業所については、保育従事者全員が有資格者のA型と保育従事者の2分の1以上が有資格者のB型があります。

保育を必要とする事由に該当する場合でも幼稚園を利用したい場合は、1号認定（教育標準時間認定）を受けることになります。

(2) 認定の内容

認定区分		対 象 者	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園(教育認定)
2号認定	保育標準時間	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園(保育認定)
	保育短時間		
3号認定	保育標準時間	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園(保育認定) ※認定こども園 北吉井幼稚園は3号 認定の利用ができません。 小規模保育事業所
	保育短時間		

※東温市の入所申込書は、教育・保育給付認定申請書を兼ねていますので、事前の認定手続きは必要ありません。

(3) 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

区 分	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上の就労	就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または 保育短時間
2	妊娠・出産	出産予定月の前後各2か月 (通算5か月限度)	保育標準時間 または 保育短時間
3	保護者の疾病、障がい	就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または 保育短時間
4	同居または長期入院などしている親族の 介護・看護	就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または 保育短時間
5	災害復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
6	求職活動（起業準備を含む）	3か月限度	保育短時間
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）※月64時間以上の就学時間	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間 または 保育短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
9	育児休業取得の際に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	育児休業期間 (育児休業に係る子どもが 1歳になる年度末限度)	保育短時間
10	その他、上記1から9に類する状態として 市が認める場合	就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間 または 保育短時間

※認定区分が保育標準時間の場合、保護者の希望により保育短時間を選ぶことも可能です。

(4) 保育の必要量

保護者の就労時間や「保育を必要とする事由」の種類により、預かり時間を最大11時間とする「保育標準時間」と、最大8時間とする「保育短時間」とに分けて「保育の必要量」の認定をします。

保育標準時間	1日あたり最大11時間までの利用（11時間を超えての利用は延長保育）
保育短時間	1日あたり最大 8時間までの利用（ 8時間を超えての利用は延長保育）

<利用の際のイメージ>

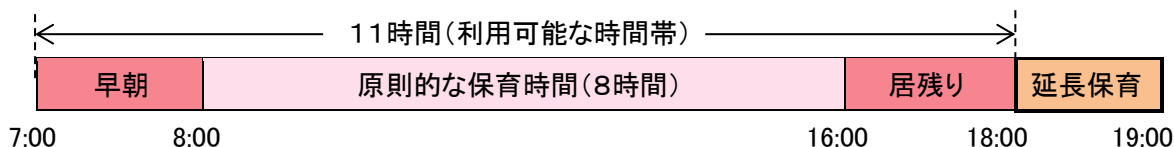
☆東温市立保育所の場合☆

開所時間：7時から19時まで

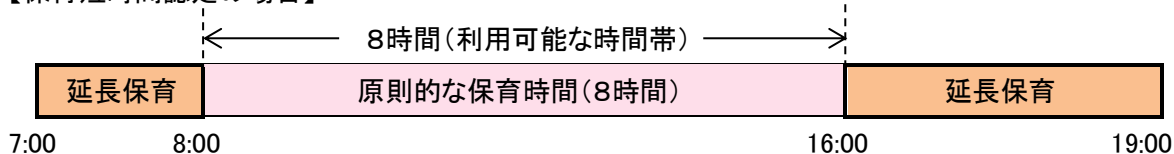
保育標準時間の時間帯：7時から18時まで

保育短時間の時間帯：8時から16時まで

【保育標準時間認定の場合】



【保育短時間認定の場合】



※ 利用可能な最大の時間(11時間又は8時間)を設定しますが、早朝、居残り、延長保育の利用については、あくまで必要に応じて預かりを実施することになります。そのため、市立保育所では事前に申し出てもらい、利用を決定します。なお、延長保育は別途利用料金がかかります。

(5) 給付認定の手続き

保育所・認定こども園・小規模保育事業所などの特定教育・保育施設の利用を希望する場合は、東温市に子どものための教育・保育給付認定の申請を行い、認定を受ける必要があります。東温市では、この手続きは、入所申込みと同一の様式で行っています。



3. 申込(認定)に必要な書類

(1) 共通の提出書類

◆ 子どものための教育・保育給付認定(現況届)申請書兼入所申込書

申込みを行う子ども一人につき1枚提出してください。 15ページに記入例があります

◆ 保育施設等利用調整基準表

保護者(父・母)一人につき1枚提出してください。 17ページに記入例があります

◆ マイナンバー記入用紙

世帯全員のマイナンバーを記入のうえ、申請を行う保護者(父・母のどちらか)のマイナンバーカード等の(写し)を添付してください。

◆ 保育の必要性を証する書類(以下の表をご参照ください)

区 分	保育を必要とする事由	必要書類(例)
1	就労	■ 就労証明書 ■ 自営業等を行っていることが証明できる書類(確定申告書写し等) (自営業・農林漁業等をされている方は就労証明書と併せて提出が必要) ■ 復職にかかる申立書 (育児休業を取得中の場合のみ)
2	妊娠・出産	■ 母子健康手帳(写し) ・父母の名前、分娩(出産)予定日が記載されているページ
3	疾病、障がい	■ 精神障害者保健福祉手帳(写し) ■ 身体障害者手帳(写し) ■ 療育手帳(写し) ■ 診断書(上記3種類の手帳が無い場合に必要。写し可。) ■ 申立書
4	介護・看護	■ 被介護者、被看護者の診断書(写し可) ■ 介護、看護の状況が分かる書類(写し可) ■ 申立書
5	災害復旧	■ リ災証明書(写し可)など ■ 申立書
6	求職活動	■ 求職カード ■ 雇用保険受給者資格証(写し) ■ 申立書 ※上記が無い場合。市様式
7	就学	■ 在学証明書 ■ 学生証(写し) ■ 入学許可証(合格証)(写し) ■ 就学時間が分かるもの
8	虐待やDVのおそれ	■ 配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書等(写し) ■ 申立書
9	育児休業中の継続利用	■ 就労証明書
10	上記1から9に類する状態として市が認める場合	■ 市が必要と認める書類 ※事由ごとに異なります。

(2) 該当する方のみ必要な書類

状 況	必要書類(例)
ひとり親世帯	■ 児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療費受給者証の写し ■ (上記書類がない場合)戸籍全部事項証明書
在宅障がい者のいる世帯	■ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
離婚を前提に別居している	■ 離婚調停中であることがわかるもの
保護者が海外勤務をしている	■ 勤務先が発行する給与の支払い証明など、海外での収入が分かる書類

※上記の他にも、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

4. 利用者負担額(保育料)

(1) 利用者負担額(保育料)の決定

- ①給付対象の幼稚園、保育所、認定こども園や小規模保育事業所等において、教育・保育を受ける子どもの保護者の利用者負担額(保育料)は、公立、私立に関わらず、世帯の市民税額を基に所得階層を判定し、市が決定します。
- ②利用者負担額(保育料)の算定の基準となる市民税額の対象年度は、4月から8月までは前年度の市民税額、9月から翌年3月までは当該年度の市民税額を基準とします。

<令和8年度 利用者負担額(保育料)の算定基準>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度(令和6年分所得)の 市民税額で算定					令和8年度(令和7年分)の 市民税額で算定						

- ③利用者負担額(保育料)は、父母の市民税額を合算して算定します。ただし、父母の収入が少なく、同居の親族(祖父母等)が家計の主宰者(主に生計を維持する者)であると判断した場合は、その家計の主宰者の市民税額を合算して算定します。
- ④利用者負担額(保育料)を算定する際の市民税額の計算には、「住宅借入金等特別控除」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」「寄附金控除」は適用されないことから、控除前の金額での算定となります。
- ⑤利用者負担額(保育料)は、月単位で決定しますので、日割計算はありません。月途中の退園や欠席により利用日数が少ない場合でも、1か月分の利用者負担額(保育料)となります。
- ⑥対象年度の市民税額が未確定(未申告、税関係書類の未提出)の場合、税額が確定するまで(申告があるまで)の間、もっとも高い階層で利用者負担額(保育料)を算定しますので早急に申告を行ってください。
- ⑦市民税額が変更になった場合は、変更が判明した月の翌月から利用者負担額(保育料)を変更します。

(2) 利用者負担額(保育料)の納付

保育に必要な費用は、国、県、市の負担金と保護者の負担する利用者負担額(保育料)によって賄われています。利用者負担額(保育料)は、お子さんの保育のために必ず期日までにお支払いください。

やむをえない事情により納付が困難な状況となった場合は、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。

利用者負担額(保育料)の無償化に伴う給食費

- ✓幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点の年齢が3歳以上の子どもは利用者負担額(保育料)をお支払いいただく必要がなくなりましたが、給食の材料にかかる費用(主食費・副食費)は、国の取り決めにより、保護者が負担することが原則となっています。
- ✓主食費・副食費は施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。(東温市立保育所の令和7年度の主食費は月額 900 円、副食費は月額 4,500 円 ※令和8年度以降は、物価高騰により金額を変更する場合があります)
- ✓市民税所得割額が基準額以下(57,700 円(ひとり親世帯等の場合は 77,101 円)未満)の世帯の子ども、第3子以降(未就学児の年長者からカウント)の子どもについては、副食費が免除されます。市から通知される「特定教育・保育施設等利用者負担額等通知書」に免除適用の有無について記載しています。

(4) 令和8年度 保育認定の利用者負担額(参考)

① 3歳児以上

幼児教育・保育の無償化により、令和8年4月1日時点の年齢が3歳以上の子どもは利用者負担額(保育料)が無償(0円)となります。

② 0歳児から3歳児まで

原則として父母の市民税額を合算し、その金額を基準に、市が定める「利用者負担額徴収基準額表」に照らして、階層区分を認定します。ただし、父母以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合は、主宰者を含めて算定します。

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		0歳児から3歳児までの利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	ひとり親世帯等以外		ひとり親世帯等	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C-1	市民税均等割のみ課税世帯(所得割のない世帯)	13,000	12,700	6,000	5,850
C-2	市民税所得割額 1 円以上 24,300 円未満	16,000	15,700	7,500	7,350
C-3	市民税所得割額 24,300 円以上 48,600 円未満	18,500	18,100	8,750	8,550
C-4	市民税所得割額 48,600 円以上 65,000 円未満	21,800	21,400	9,000	9,000
C-5	市民税所得割額 65,000 円以上 77,101 円未満	25,000	24,500	9,000	9,000
	市民税所得割額 77,101 円以上 81,000 円未満	25,000	24,500	25,000	24,500
C-6	市民税所得割額 81,000 円以上 97,000 円未満	28,000	27,500	28,000	27,500
C-7	市民税所得割額 97,000 円以上 121,000 円未満	34,000	33,400	34,000	33,400
C-8	市民税所得割額 121,000 円以上 145,000 円未満	36,500	35,800	36,500	35,800
C-9	市民税所得割額 145,000 円以上 169,000 円未満	39,500	38,800	39,500	38,800
C-10	市民税所得割額 169,000 円以上 235,000 円未満	46,500	45,700	46,500	45,700
C-11	市民税所得割額 235,000 円以上 301,000 円未満	50,200	49,300	50,200	49,300
C-12	市民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	54,000	53,000	54,000	53,000
C-13	市民税所得割額 397,000 円以上	58,000	57,000	58,000	57,000

※ひとり親世帯等は、母子・父子家庭の世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

※利用者負担額(保育料)は、4月1日時点の年齢(措置年齢)で決定します。年度途中で誕生日を迎えても利用者負担額(保育料)は変わりません。なお、保育料算定に必要となる所得割額については、個人情報のため電話及び窓口ではお伝えできませんので、会社等から配付された「市民税・県民税特別徴収税額通知書」をご覧ください。税務課窓口で確認してください。

(5) 利用者負担額(保育料)の減免について

- ① 生活保護世帯・・・保育料を全額免除します。
- ② 市民税非課税世帯・・・無償化に伴い、保育料は無料となります。
- ③ ひとり親世帯等への減免制度 (市民税所得割額 77,101 円未満の世帯が対象)

- ◇ 市民税非課税世帯は、無料となります。
- ◇ 市民税均等割のみ及び所得割額 48,600 円未満の世帯は 1,000 円減額したうえで半額となります。
- ◇ 3歳未満児の保育料が 9,000 円を超える場合は、9,000 円となります。
- ◇ 年齢に関わらず、最年長児を第1子、その下のお子さんを第2子としてカウントし、第2子以降は無料となります。

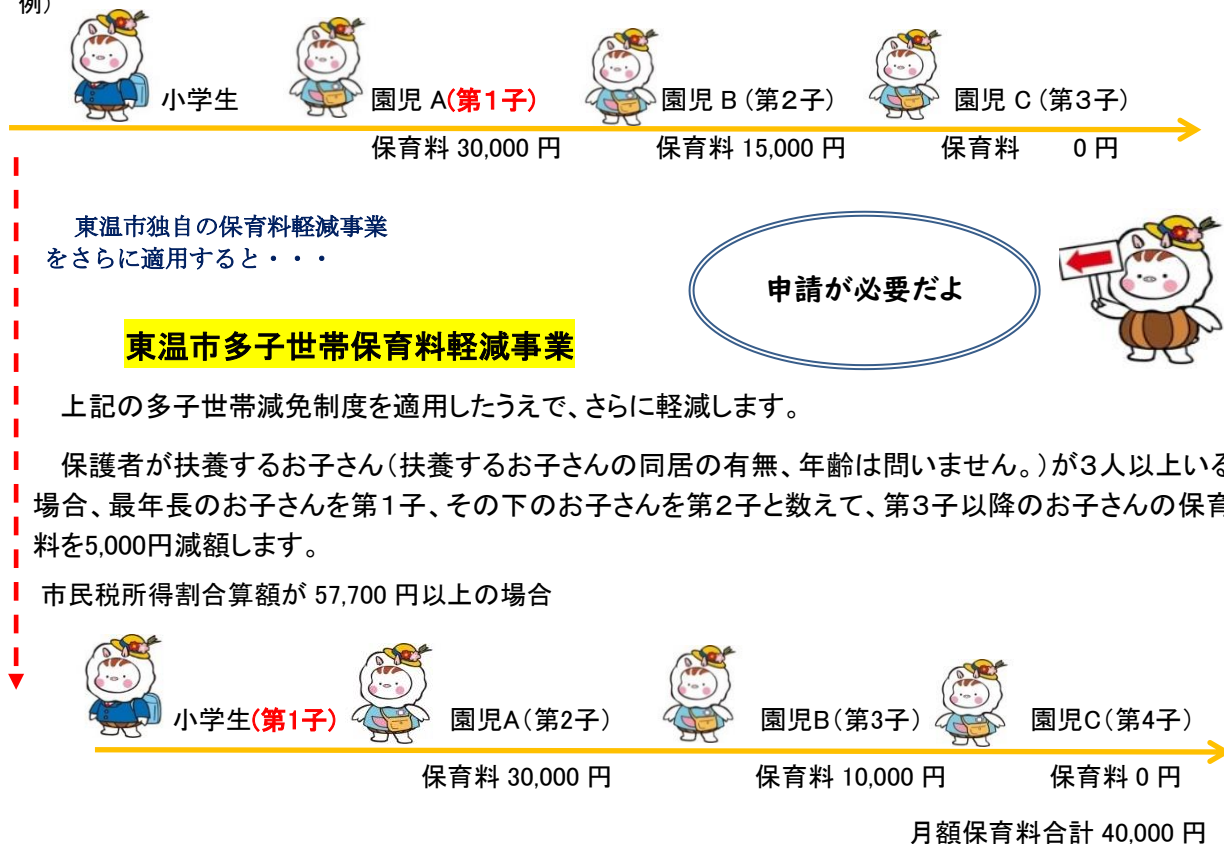
※ひとり親世帯等は、母子・父子家庭の世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

※年度途中で該当世帯となった場合は、必要書類を提出していただいた翌月から適用となります。

④ 多子世帯への減免制度

- ◇ 市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯の場合、年齢にかかわらず最年長のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子としてカウントし、第2子は通常の保育料の半額、第3子以降は無料となります。
- ◇ 市民税所得割額が 57,700 円以上の世帯の場合、就学前児童の最年長児を第1子、その下のお子さんを第2子としてカウントし、第2子は通常の保育料の半額、第3子以降は無料となります。

例)



5. 東温市内の教育・保育施設等

東温市には、以下の教育・保育施設等があります。



←東温市ホームページの
保育施設一覧はこちらから
(私立施設 HP へのリンクあり)

保育所(公立)

施設名	所在地	電話番号	利用定員		受入可能年齢	保育時間(月～土)		早期保育	延長保育	土曜保育
			教育	保育		標準時間	短時間			
双葉保育所	志津川210番地	089-964-2233	-	140	4ヶ月となった翌月から	7:00～18:00	8:00～16:00	7時から	19時まで	18時まで
南吉井保育所	田窪1095番地2	089-964-2235	-	110						
南吉井第二保育所	牛淵2003番地3	089-964-3122	-	110						
拝志保育所	下林甲2031番地	089-964-3003	-	70						
川内保育園	南方279番地	089-966-2288	-	130						

認定こども園(公立)

施設名	所在地	電話番号	利用定員		受入可能年齢	保育時間		早期保育	延長保育	土曜保育
			教育	保育		教育認定	保育認定(月～土)			
認定こども園北吉井幼稚園	樋口1400番地	089-964-5952	90	60	3歳児から	公立幼稚園と同様	公立保育所と同様	公立保育所と同様(保育認定のみ)		

認定こども園(私立)

施設名	所在地	電話番号	利用定員		受入可能年齢	保育時間		早期保育	延長保育	土曜保育
			教育	保育		教育認定	保育認定(月～土)			
ひかり認定こども園	見奈良1537番地9	089-964-2950	15	54	教育認定 3歳児から 保育認定 生後2ヶ月から	標準時間 (月～金) 9:00～14:00 預かり保育 (月～土) 7:00～ 9:00 14:00～18:00	標準時間 7:00～18:00 短時間 8:00～16:00	7時から	20時まで	19時まで

小規模保育事業所A型(私立)

施設名	所在地	電話番号	利用定員		受入可能年齢	保育時間(月～土)		早期保育	延長保育	土曜保育
			教育	保育		標準時間	短時間			
キッズパオ東温あおぞら園	北野田808番地1	089-948-4467	-	19	生後57日目から2歳児	7:30～18:30	8:00～16:00	7時半から	19時半まで	19時半まで
スポキッズなかよし保育園	志津川1407番地	089-964-5070	-	19	生後2ヶ月から2歳児	7:00～18:00	8:00～16:00	7時から	19時まで	18時まで
よつば保育園	志津川156番地5	089-964-5151	-	18	生後57日目から2歳児	7:00～18:00	8:00～16:00	7時から	19時まで	18時まで
小規模保育園むぎの穂	横河原291番地3	080-3163-4111	-	19	6ヶ月から2歳児	7:00～18:00	8:00～16:00	7時から	20時まで	20時まで

小規模保育事業所B型(私立)

施設名	所在地	電話番号	利用定員		受入可能年齢	保育時間(月～土)		早期保育	延長保育	土曜保育
			教育	保育		標準時間	短時間			
きらり園	牛淵1003番地4	089-955-2275	-	18	2ヶ月から2歳児	7:00～18:00	8:00～16:00	7時から	19時まで	18時まで
ささゆり保育園	田窪1006番地1	089-989-5536	-	14	3ヶ月から2歳児	7:00～18:00	8:00～16:00	7時から	19時まで	19時まで

特例保育所(公立)

施設名	所在地	電話番号	利用定員		受入可能年齢	保育時間(月～金)	早朝 保育	延長 保育	土曜 保育
			教育	保育					
上林保育所	上林甲2532番地	089-964-4484 (保育幼稚園課)	-	40	満3歳となった 翌月から	8:00～16:00	-	-	-

幼稚園(公立)

施設名	所在地	電話番号	利用定員		受入可能年齢	保育時間(月～金)		早朝 保育	延長 保育	土曜 保育
			教育	保育		標準時間	預かり保育			
重信幼稚園	田窪1108番地	089-964-3092	150	-	満3歳となった 翌月から	9:00～14:00	学期中 8:00～ 9:00 14:00～18:00 長期休業中 8:00～18:00	-	-	-
川上幼稚園	北方甲2655番地	089-966-3755	145	-				-	-	-
東谷幼稚園	則之内甲296番地1	089-964-4484 (保育幼稚園課)	50	-				-	-	-
西谷幼稚園	則之内乙835番地	089-966-5850	50	-				-	-	-

幼稚園(公立)及び認定こども園北吉井幼稚園(教育認定)の通園区域

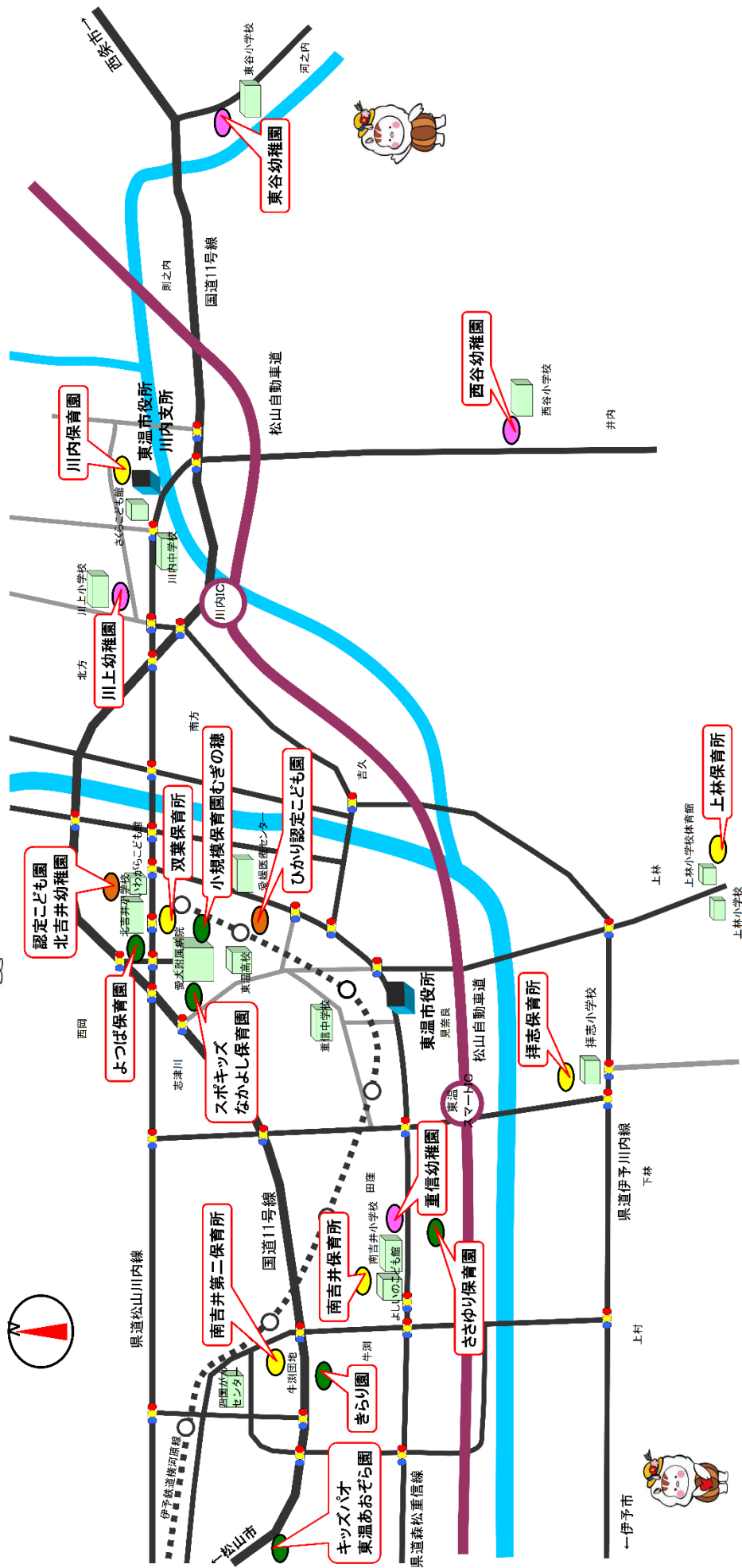
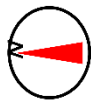
施設名	通園区域	定員 (教育認定)				
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認定こども園北吉井幼稚園 (教育認定)	山之内、樋口、横河原、志津川、志津川南、西岡、見奈良、田窪、牛渚、南野田、 北野田、野田、上林、下林、上村	-	30	30	30	90
重信幼稚園	山之内、樋口、横河原、志津川、志津川南、西岡、見奈良、田窪、牛渚、南野田、 北野田、野田、上林、下林、上村	20	35	45	50	150
川上幼稚園	松瀬川、北方、南方、吉久	15	30	50	50	145
東谷幼稚園	明賀、滑川、河之内、則之内の一部 (他区域からの通園可)	5	15	15	15	50
西谷幼稚園	井内、則之内の一部 (他区域からの通園可)	5	15	15	15	50

※幼稚園(公立)及び認定こども園北吉井幼稚園の教育認定は、居住地区によって、通園区域が定められています。

※幼稚園(公立)及び認定こども園北吉井幼稚園の教育認定は、当初の入所申込期間で募集定員を超える申込があった場合は抽選を行います。

※東谷幼稚園及び西谷幼稚園は、在園児も含めて3名に満たない場合は、川上幼稚園での合同保育となる場合があります。

※東谷幼稚園及び西谷幼稚園は、他区域からの通園も可能です。



6. 申込・認定内容の変更

入所後に家庭状況や保育を必要とする事由に変更が生じる場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。保育の必要量や利用者負担額(保育料)が変更となる場合は、必要書類を提出していただいた翌月からの変更となります。(月途中で変更することはできません。)

(1) 手続が必要となる主なケース

① 家庭状況の変更

住所変更、保護者の婚姻・離婚、生活保護となった場合、障がいをお持ちの方と同居・別居する場合など

② 保育を必要とする事由の変更

就職、転職、勤務内容の変更、退職、妊娠、育児休業の取得、親族の介護・看護、保護者の長期入院や障がい、就学など(必要書類は7ページを参照)

(2) 連絡(提出)先

東温市保育幼稚園課(市立保育所及び市立認定こども園の入所児童は入所施設へ連絡してください)

電話番号 089-964-4484

受付時間 / 平日午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日休み)



書類整理にきらりを使ってね



★『きらり』とは・・・東温市に在住するお子さんの乳幼児期から就労するまでの成長の記録を綴る子育て支援ファイルです。出生届、転入手続きの際に、健康推進課窓口にて配付しています。

子どものための教育・保育給付認定（現況届）申請書兼入所申込書

令和〇年〇月〇日

（宛先）東温市長

同意事項

- ・教育・保育給付認定及び副食費免除適用の審査並びに利用者負担額を算定するために市が世帯員及び扶養義務者に関して市町村民税課税状況や住民基本台帳等必要な公簿の照会・調査等を行うこと
- ・適正な教育・保育給付認定のため関連機関や他市区町村から資料を取得したり、求めに応じ資料を提供すること
- ・申請書に記載した内容を教育・保育給付認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の算定に活用し、申請として認められる場合に、施設又は事業者へ提供することがあること
- ・新年度4月からの認定・利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要すること。また、認定・利用開始の前日まで審査・認定を行うこと。上記同意事項に同意し、次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る申請（現況届）を提出（届出）します。

保護者（申請者）	居住地	東温市見奈良 530 番地 1 イノトン 201 号				
	※1月1日現在 (上記と異なる 場合のみ記載)	※「本年1月1日現在」の居住地	※「前年1月1日現在」の居住地			
	フリガナ	トウオン タロウ				
	氏名	東温 太郎				
子ども	フリガナ	トウオン サブロウ	生年月日	年齢	性別	障がい者手帳
	氏名	東温 三郎	令和〇年〇月〇日	入所を希望する年度の4月1日現在 〇歳	男・女	有・無
	個人番号	* * 別紙 マイナンバー記入用紙に記入して下さい。 * *				
	フリガナ	トウオン サブロウ	生年月日	年齢	性別	障がい者手帳

1. 世帯構成員の状況

※申請者の扶養する子（別居を含む）及び申請に係る子どもと同居している親族等の全員について記入してください。

区分	子どもとの続柄・氏名	生年月日	性別	同居・別居の別	就労先・学校名等	個人番号
子どもの世帯員	父 東温 太郎	〇年 〇月 〇日	男	同居・別居	〇〇株式会社	別紙 マイナンバー 記入用紙に記入し てください。
	母 東温 花子	〇年 〇月 〇日	女	同居・別居	〇〇病院	
	姉 東温 一花	〇年 〇月 〇日	男・女	同居・別居	〇〇大学〇年生	
	姉 東温 二花	〇年 〇月 〇日	男・女	同居・別居	〇〇小学校〇年生	
	祖父 川上 重三	〇年 〇月 〇日	男・女	同居・別居	農業	
	祖母 川上 四美	〇年 〇月 〇日	男・女	同居・別居	農業	
生活保護の適用の有無		☒ なし ☐ あり (年 月 日保護開始)				
ひとり親家庭及びそれに類する状況		☒ なし ☐ あり ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 死亡 ☐ 離婚調停中 ☐ その他 ()				
在宅障がい者がいる世帯の該当		☒ なし ☐ あり ☐ 子ども本人 ☐ 子ども本人以外				

2. 保育の希望の有無

保育の希望の有無	☐ なし 幼稚園等の利用を希望します。(①)
	☒ あり 保育所等における保育の利用を希望し、入所を申し込みます。(②)

3. 利用を希望する期間、施設（事業所）名

教育・保育給付認定 施設利用 希望 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から	☐ 令和 年 月 日まで
	☒ 就学前まで	
①幼稚園等	施設 名	
	幼稚園・認定こども園	
②保育所等	施設（事業所）名	
	第1希望	☐ 〇〇保育所 ☐ 継続 ☒ 新規
	第2希望	☐ 〇〇保育所 ☐ 継続 ☒ 新規
	第3希望	☐ 〇〇保育所 ☐ 継続 ☒ 新規
	第4希望	☐ 〇〇保育所 ☐ 継続 ☒ 新規

4. 子どもの状況

保 育 状 況	☐ 現在、家庭 ☒ 内・外 で 父・ ☒ 母・祖父・祖母・その他（ ）が保育している ☒ 保育暦（産前産後で〇〇保育園 5 か月間入所） ☐ その他（ ）
健 康 状 態	☒ 良好 ☐ 普通 ☐ 病弱 持病等（ ）
アレルギー	☐ なし ☒ あり （例）牛乳：洗った牛乳パックも不可など（ ） ※ <u>ありの場合は、詳しく記入してください。</u>
障がいの状態	☒ なし ☐ あり ☐ 療育手帳 ☐ 障害者手帳 ☐ 障害児福祉手当 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 療育暦（ ） ☐ その他（ ）
特 記 事 項	

5. 保育の利用を必要とする事由 ※保育の利用を希望する方のみ記入してください。

続 柄	保育の認定基準	具体的な状況等
父	☒ 就労 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学等 ☐ 求職活動 ☐ 虐待・DVの恐れ ☐ 育休取得中の保育継続利用 ☐ その他（ ）	例：自宅～勤務先まで片道約 30 分
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学等 ☐ 求職活動 ☐ 虐待・DVの恐れ ☐ 育休取得中の保育継続利用 ☐ その他（ ）	例：水曜日は休診日 保育園～勤務先まで片道約 10 分
（ ）	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学等 ☐ 求職活動 ☐ 虐待・DVの恐れ ☐ 育休取得中の保育継続利用 ☐ その他（ ）	
利 用 希 望 曜日・時間	曜日【 ☐ 月・ ☐ 火・ ☐ 水・ ☐ 木・ ☐ 金・ ☐ 土 】 平日【 7 時 30 分 から 18 時 00 分 まで 】 土曜【 時 分 から 時 分 まで 】	希望する保育の必要量 ☒ 保育標準時間（11 時間まで） ☐ 保育短時間（8 時間まで）

※別途、保育の必要性を証明する書類の添付が必要となります。

【事務処理欄 ※施設記入】施設（事業者）を経由して市に提出する場合

受 付 年 月 日	令和 年 月 日
施設（事業者）名	
担当者・連絡先	担当者名： 連絡先：
入所契約（内定）の有無	☐ 有（ ☐ 契約 ☐ 内定（令和 年 月 日契約（内定））） ☐ 無
備 考	

保育施設等利用調整基準表

記入例

入所申込子ども氏名

東温 三郎

保護者氏名

東温 太郎

(続柄：父)

このページで

1つだけ

○を記入

下記の項目のうち、備考の記載に注意のうえ、該当するところに、1か所のみ○を記入してください。

番号	種別	保護者の状況	記入欄	実施期間	
1	就労	月160時間以上の労働を常態		最長就学前まで	
		月140時間以上160時間未満の労働を常態			
		月120時間以上140時間未満の労働を常態			
		月100時間以上120時間未満の労働を常態			
		月 80時間以上100時間未満の労働を常態			
		月 64時間以上 80時間未満の労働を常態			
2	出産	出産前後の休養のため保育をすることができない場合		5か月以内(出産予定月をはさんで前後各2か月)	
3	疾病	入院1か月以上		最長就学前まで	
		居宅内療養	常時病臥		
			精神性 : 精神障害者保健福祉手帳3級程度以上		
			: 上記以外の程度		
			一般療養 : 安静を要する状態		
	: 通院加療を要する状態				
障がい	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)に相当する者、精神障害者保健福祉手帳1～3級に相当する者又は療育手帳の交付を受けている者で、かつ保育が困難な場合				
	身体障害者手帳3級(聴覚障害4級以下を含む)に相当し、保育が困難な場合				
	身体障害者手帳4～6級に相当し、保育が困難な場合				
4	施設等付添	月160時間以上の付添い		最長就学前まで	
		月140時間以上160時間未満の付添い			
		月120時間以上140時間未満の付添い			
		月100時間以上120時間未満の付添い			
		月 80時間以上100時間未満の付添い			
		月 64時間以上 80時間未満の付添い			
	自宅介護	重度障がい者等の全介護			
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)			
		上記以外の場合			
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため、保育をすることができない場合		当該期間	
6	求職	就労内定・開業予定		3か月以内	
		日中求職活動中			
7	就学	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合		当該期間	
8	虐待・DV	虐待を受ける恐れがある又は配偶者から暴力を受ける恐れがあると認められる場合		最長就学前まで	
9	その他	死亡、離別、行方不明、離婚前提別居、拘禁などで不存在の場合		最長就学前まで	

仕事

出産

病気・障がい

介護

災害

求職

就学

虐待・DV

ひとり親

備考 (1) 保護者のそれぞれについて、本表により基本指数を求め、調整指数と合算して保育認定子どもの利用調整基準指数とする。

(2) 育児休業中は、入所児童継続に限り育児休業対象児が満1歳になった最初の3月31日まで、出産と同じ指数とする。(番号2)

(3) 上記表に当てはまらない場合については、面接等を実施し、総合的に勘案し、指数を決定するものとする。

◎ 調整指数表

番号	種別	状 況	記入欄
1	世帯 の状況	生活保護世帯	
2		ひとり親又は父母不存在の世帯	
3		心身に障がい有する者（身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者や特別児童扶養手当の認定を受けている者）がいる世帯	
4		保育をすることができる65歳未満の同居親族等がいる世帯	
5		保育料の滞りが、申込月の前々月までの期間において、6か月以上となっている世帯（分納中の者を除く）	
6		市外在住世帯（転入予定を除く）	
7	児童 の状況	地域型保育事業の卒園児童（年齢制限により、継続利用ができない場合）	
8		兄弟姉妹で同一の保育施設等の利用を希望している場合	
9	保護者 の状況	育児休業法に基づく産前産後休暇及び育児休業明けで復職予定の場合	
10		生計中心者が失業し（自発的実業を除く）、速やかな就労が必要であると認められる場合	
11		保育士として市内の保育所等で就労予定、または現に就労している場合	
12	その他	児童福祉の観点から、市長が特に必要と認める場合	※

該当がある場合のみ記入

備考 （1）調整指数は、保護者からの申込みに基づき必要な書類が提出された場合に適用する。

（2）「※」については、当該子ども・世帯の状況に応じて別途判断する。

◎ 優先順位

優先順位	条 件
第一段階	利用調整基準指数が高い世帯
第二段階	基本指数が高い世帯
第三段階	当該保育施設等の希望順位の高い者
第四段階	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
第五段階	経済的状況（合計所得金額の低い世帯を優先する。）

市記載欄	点	世帯合計点

《保育の実施基準指数表》記入上の注意

◎保護者1名につき、1枚ご記入ください。（母子世帯等保護者ひとり世帯については、保護者の保育に欠けている状況1か所○に加え、9 その他の欄に○を記入して下さい。）

7. その他の保育サービス等

一時保育

【一時保育とは？】

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所に在籍していないお子さんを一時的に預かるシステムです。

【こんなときに・・・】

- ・保護者のパート就労、職業訓練、就学などで保育が必要な場合。
- ・保護者の傷病、入院、冠婚葬祭などで保育が必要な場合。
- ・育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの私的理由により保育が必要な場合。

【利用料金ほか】

◇対象児童

東温市に住所がある満1歳から未就学までの児童

◇利用定員

1日あたり6人程度。ただし、受入れ状況等により変更することがあります。

◇実施場所

南吉井第二保育所 東温市牛淵 2003-3

拝志保育所 東温市下林甲 2031

◇利用時間

平日 8時30分から16時30分まで（1日又半日利用）

◇利用料金（給食代を含みます。）

3歳未満 1日利用 2,000 円 / 半日利用 1,000 円

3歳以上 1日利用 1,500 円 / 半日利用 750 円

※市民税非課税世帯、市民税所得割額が77,101円未満の世帯は半額、生活保護世帯は無料となりますので、申請の際にご相談ください。

【注意事項】

- ・利用の上限は、週4日かつ月15日以内です。
- ・申し込みは、利用する前の月の10日から20日まで（原則として午前9時から午後3時までの間）に受付をします。
- ・病気や病後時の場合は、お預かりできません。
- ・1歳になられていても離乳食・歩行が完了していなければ、お預かりはできません。

＜お問い合わせ先＞

南吉井第二保育所 TEL:089-964-3122
089-964-3178

拝志保育所 TEL:089-964-3003
089-964-3149



認可外保育

【認可外保育施設とは】

乳幼児の保育を目的とする施設で知事の認可を受けていない保育施設です。面積基準や保育士の人員配置基準等は認可保育所と若干異なりますが、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められています。また、認可保育施設は保護者に「保育を必要とする事由」が必要ですが、認可外保育施設は必ずしも必要ではありません。

【東温市の認可外保育施設】

施設名	所在地	電話番号	設置者名	備考
東温保育園	田窪1006番地1	089-955-5561	山之内 章敬	
むぎの穂保育園	横河原291番地2	089-906-7320	(株)ゆりのき 代表取締役 出原 大	3から5歳児の児童を受け入れています。 0から2歳児は同施設内の「小規模保育園 むぎの穂」で受け入れています。
くるみ保育園	見奈良1545番地1	089-990-1086	(独法)国立病院機構 愛媛医療センター	原則は愛媛医療センター職員の児童を優先して受け入れています。 空き状況等については直接、施設にご連絡ください。

※掲載希望のあった認可外保育施設のみ掲載しております。

【利用料金・利用時間】

利用料金や利用時間については施設によって異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

【保育料の無償化について】

保護者の就労等を理由に父母それぞれに「保育の必要性の認定」がされた児童の保育料については、1ヵ月あたり37,000円を上限に(※新3号認定は42,000円が上限)償還されます。

新2号認定 … 父母それぞれに「保育の必要性の認定」がされた 3歳児から5歳児の児童

新3号認定 … 市民税非課税世帯かつ父母それぞれに「保育の必要性の認定」がされた 0歳から満3歳の児童

申請方法等の詳細については、東温市のホームページ「幼児教育・保育の無償化について」(URL: <https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/24/7207.html>)をご覧ください。

病児・病後児保育（ジョイルーム）



【ジョイルームとは？（病児・病後児保育について）】

病児・病後児保育とは、仕事などで忙しい保護者に代わり、急性の病気のお子さんを日中のみお預かりして、看護師等が看護保育するものです。

東温市内では、石川小児科内が、ジョイルームという名称で、病児・病後児保育を実施しています。

【利用の仕方】・・・東温市に在住の方（松山市在住の方も利用できます。）

原則として、児童票（市役所、東温市立保育所、ジョイルームに備え付けています。）で事前に登録を行います。利用される可能性がある方については、事前登録をお勧めします。

【利用時間】・・・月曜日～金曜日 午前8時30分から午後6時 土曜日 午後1時まで 石川小児科の休診日（日曜日、祝祭日、年末年始、お盆期間）はお休みします。

※利用希望者は、必ず電話（当日午前7時45分から8時00分まで）または、石川小児科のホームページ（前日19時00分から当日午前7時30分まで）により予約をお願いします。 TEL:089-955-0333

【利用料金及び利用対象】・・・乳幼児及び小学校1～6年生

1日 ¥ 1,500 円＋実費相当額（容器代など） ※世帯状況や課税状況により減免があります。

【利用の初日に提出するもの】

・利用申込書

・病状連絡票・・・保護者の方が病状を連絡します。

・医師連絡票（東温市内の開業医療機関に備え付けてあります。）

・・・かかりつけ医に記入してもらいます。連続の利用でも再診され処方の変更等があれば、再度記入してもらってください。

【入室の際に必要なもの】

健康保険証、子ども医療費助成受給資格証（乳幼児医療費受給資格証）、母子健康手帳、医師連絡票、病状連絡票、利用申込書

◇保育する際に必要なもの

着替え（下着、シャツ、パジャマ等）2～3 組
タオル1枚、紙おむつ、哺乳瓶、お食事エプロン、汚物入れ用ビニール袋、歯ブラシ、お弁当（又はミルクなど）、箱ティッシュ、おやつ

持ち物には全て名前を記入してね。



【利用できる病気の種類】

感冒、下痢、嘔吐、インフルエンザ、麻疹、おたふくかぜ、水痘、ヘルパンギーナ、手足口病、喘息、骨折、その他担当医師が利用可能と判断した病気。

【その他】

◎保育中、必要があれば医師の判断で臨時の処置をすることがあります。

◎迎えの時刻に遅れないようにお願いします。万一、遅れる場合には必ず連絡してください。なお、遅れる場合は延長料金を別途頂きます。

病児・病後児保育（松山市）

松山市にある病児・病後児保育実施施設も利用できます。

【松山市の病児・病後児保育実施施設】

* 石丸小児科	（松山市三番町）	TEL089-921-2918
* 天山病院	（松山市天山）	TEL089-946-1515
* 愛媛生協病院	（松山市来住町）	TEL089-961-1307
* 三葉病児園	（松山市山西町）	TEL089-952-1777
* 高木保育園	（松山市高木町）	TEL089-994-8831
（Takagi AID+）		

【利用の仕方】

松山市では病児・病後児保育専用の「予約システム」が導入されていますので、ご利用を希望される場合は、下記の「予約システム」から予約申し込みをお願いします。（予約システムから施設の空き情報が確認できます）



【利用料金及び利用対象】・・・乳幼児及び小学校 1～6 年生

1日 ¥2,000 円（昼食付）＋実費相当額 ※世帯状況や課税状況により減免があります。

【その他】

◎施設の利用状況やお子さんの症状により、お預かりができない場合があります。



＜お問い合わせ＞

東温市 保育幼稚園課 TEL:089-964-4484

松山市 保育・幼稚園課 TEL:089-948-6412

ファミリー・サポート・センターとうおん

「ファミリー・サポート・センターとうおん」では、子育て家庭に対して、子育てしやすい環境づくりをめざし、安心して子育てができるように、子育てを助けてほしい人たち（利用会員）と協力してあげたい人たち（協力会員）を組織化し、相互援助活動を推進しています。

【こんなときに…】

◇幼稚園、保育園の開園前や帰園後の預かり送迎
◇母親が出産前後で子どもの世話ができないとき

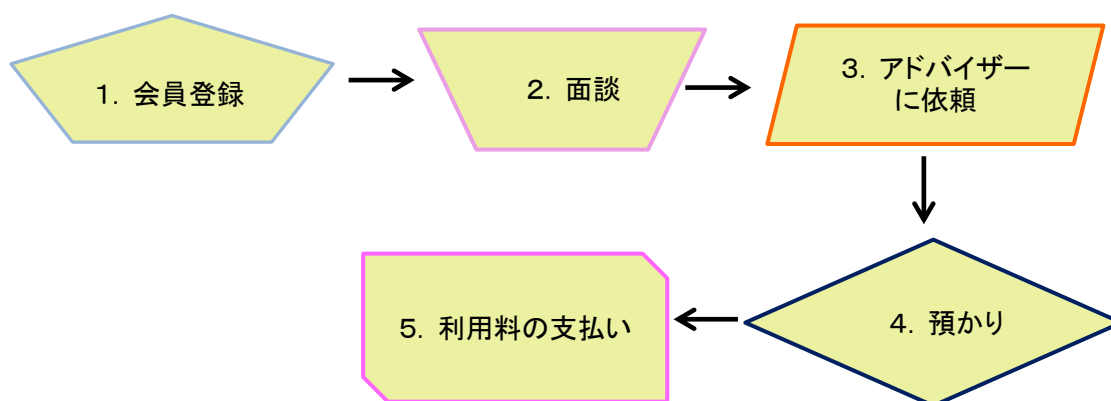
◇病後の回復期にある子どもの世話
◇その他、求職活動、園がお休み、急用が入ったとき等

【利用料金】

子ども1人につき：1時間あたりの単価

利 用 日	利 用 時 間	金 額
平 日	午前 9 時から午後 5 時	1 時間あたり 600 円
	上 記 以 外	1 時間あたり 700 円
土・日祝日	午前 9 時から午後 5 時	1 時間あたり 700 円
	上 記 以 外	1 時間あたり 800 円

【利用の流れ】



<お問い合わせ・申し込み>

〒790-0211

東温市見奈良 490 番地 1(東温市総合保健福祉センター3階)

受付時間 / 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(土・日・祝日休み)

TEL:089-990-1130 / FAX:089-961-1164

いのとん すきないろにぬってね♪
ぬいえ



©2013 東温市いのとん



いのとんホームページは
こちら



いのとん©2013東温市